

都議第1822号

産業廃棄物処理施設の敷地の位置

※宇治田原町

□ 案件概要

建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可をするにあたり、その敷地の位置について府都市計画審議会に付議するものである。

□ 理由

都市計画区域内において、がれき類等の破碎を行う産業廃棄物処理施設に、建築物を新築する計画について、その敷地の位置が都市計画決定されていないことから、建築基準法第 51 条ただし書の規定により許可をしようとするもの。

□ 内容

施設名称	位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷 37 番の一部、38 番の一部、41 番 1 の一部、49 番 2 の一部、74 番の一部、75 番	約 2,927 m ²	[処理施設の許可対象処理能力] 破碎施設 ・がれき類 320.00t/日 <参考> 処理対象品目 がれき類

□ 位置図

